レセプト提出時は，必ず薬剤の適応病名のご確認を！

病名もれ等で高額な薬剤が再審査で査定された場合，現状では保険者からの再審査請求が遅いため，数ヶ月分がまとめて査定されることになります。もちろん，適応病名の確認をした上での薬剤使用とレセプト請求は，各医療機関の義務ですが，解釈が微妙なケースや特殊なケースで詳記等がない場合などでは，再審査において査定と判断せざるを得ません。

この保険者からの再審査請求の遅滞については，従来から申し入れておりますが，法定には再審査請求権は長期間にわたって保障されておりますので，このようなことが起ります。レセプト提出にあたりましては，薬剤の適応病名を充分にご確認ください。

(現状)

○再審査申出が体制的に特に遅い保険者は政府管掌健康保険である。

○審査機関は，数ヶ月分もまとめて再審査請求してきた場合，保険者に注意している。

○審査機関は，保険者と紳士協定（再審査請求はできる限り早期に行い，原則６ヶ月以内を遵守するよう努められたいこと。）を結んでいる。

○比較的高額で，適応病名が間違われやすい薬剤：(例)プレタール　等